

平成28年度第7回武蔵野市まちづくり委員会議事録

日 時 平成29年3月30日（木曜日）午後6時30分～午後8時10分
 場 所 武蔵野市役所 西棟8階 812会議室
 出席委員 委員長、A委員、B委員、C委員、D委員、E委員
 事務局 都市整備部長、まちづくり推進課長、まちづくり推進課職員
 傍聴者 1人

質疑応答者	質疑応答
委員長	<p>ただいまから平成28年度第7回武蔵野市まちづくり委員会を開会いたします。</p> <p>議事に入る前に、事務局より報告をお願いします。</p>
事務局	<p>本日、■■■■委員より欠席のご連絡をいただいておりますが、武蔵野市まちづくり条例施行規則第4条第7項の規定によりまして、会議は成立したことをご報告いたします。</p> <p>続きまして、本日の資料についてですが、資料2-1、まちづくり条例本文と、資料2-2、まちづくり条例施行規則の本文を机上配付させていただいております。また、資料1-2、2-3、3-3について、事前送付させていただいたものに修正等がありましたので、差し替え版を配付させていただいております。また、議事後の報告事項としまして、三鷹駅北口街づくりビジョン（案）の資料を配付させていただいております。</p> <p>それでは、委員長、進行をよろしく願いいたします。</p>
委員長	<p>本日の委員会は、20時30分終了を目途にしたいと思っておりますので、ご協力をお願いします。</p> <p>本日、傍聴の申し込みの方がお一人いらっしゃいます。いかがいたしましょうか。傍聴を認めるということですか。</p> <p>（「はい」の声あり）</p> <p>それでは、傍聴を許可します。</p> <p>（傍聴者入室）</p> <p>それでは、次第2、議事の（1）景観ガイドラインの策定についてと、（2）武蔵野市まちづくり条例の改正について、関連がありますので、あわせて事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、ご説明させていただきます。</p>

景観ガイドラインの策定についてというところです。

本編にいく前に、意見見解書のほうから簡単に説明してまいります。まず、お配りした資料1-1をご覧ください。こちらは、武蔵野市景観ガイドライン（案）への主な意見及び回答ということで、1の概要のところですか。募集期間は、12月1日に（案）を公表いたしまして、2週間行っております。意見書は計9通いただいております。

2のところは、主な意見の要約及び市の見解ということで、表にしてまとめてございます。こちらは事前に目を通していただいているかとは思いますが、いただいた意見のほうは今回の景観ガイドラインで大方反映しております。ですので、ここでは個別のご説明は割愛させていただきます。

続けて、中身のほうに入っております。

まず、事前に、4月1日に公表する最終版のほうを参考資料ということで送付させていただいております。かねてからご説明してきましたように、本編と別冊、2冊立てとなっております。本日は、説明する内容を、資料1-2「武蔵野市景観ガイドライン」（平成29年4月公表の概要）といった、このA3の資料のほうにざっくりとまとめておりますので、こちらを使ってご説明してまいります。

ガイドラインは、今まで、策定中、各段階におきまして、まちづくり委員会にご相談させていただいておりますが、前回、年末にこちらの委員会にご報告した時から、内容はほぼ変わっておりません。ですので、重複したご説明となりますが、最後のまとめということで、ごく簡単に、主な点ですとか構成の部分をご紹介します。多少、聞き飽きたところもあるとは思いますが、ご容赦願います。

まず、「はじめに」というところで、こちらでは、「景観とは」ということで、市が考える景観という概念のくくりですとか、景観が市民に共通の資産であるというところを強く謳っております。

次に、「景観ガイドラインの位置付け」ということで、こちらの図にありますとおり、都市マスタープランの下位に置かれて、まちづくり条例を使って運用していくというものでございます。

そして、1「武蔵野市の景観の特性と課題」というところです。こちらで、市の景観の特性と課題をご覧の4つに整理しております。こちらは、上の2つが景観資源の視点から見たものでして、「歴史・文化、自然の景観」というものと、「まちづくりと連動した新たな景観」という2つとしております。さらに、下の2つが、今度は地域別の視点から見たものとなっております、住宅地、商業業務地と、それか

ら、武蔵境・中央・吉祥寺、3地域の特徴ある景観というくくりでまとめられておりまして、それぞれ特徴と課題点の抽出を行い、整理いたしております。

次に、右の方にいきまして、2で「景観まちづくりの方針」です。ここから、前段の「特徴と課題」を踏まえた形で大きく3つの手段で、景観資源を活かす、地域特性を活かす、調和や総合性に配慮する、この3つ、これらによって、まちづくりや景観形成を示していくという方針を立てております。それぞれの方針の中で、下にありますように具体的な方針を示しております。

次、3「景観まちづくりの方針（地域別）」ということなのですが、ここでは、3駅圏による地域別に方針をまとめておりまして、内容としては、都市マスにあります地域別のまちづくり方針図をもとにして、景観資源といたしまして、それぞれの地域の一番の強みとなるような景観の要素を伸ばしていくことを目指しまして、吉祥寺地域では商業業務地の活気の維持ですとか、三鷹地域では住宅地と商業業務地のバランスといったところ、あと、武蔵境地域では緑豊かでゆったりとした、というようなところを主眼に置いて、記載のような方針を立てております。

次、4番にいきまして、「景観まちづくりの推進」です。ここでは、市民等、開発等事業者、市、この3者それぞれが主体となって行うべき景観まちづくりの手段を整理いたしまして、各々の推進計画を実施しております。こちらは、ご覧のように、主体的に動く3者が連携し合うことで初めて景観まちづくりが成り立つと考えておりますので、時間をかけてよりよい景観を生み出していけるよう、努めてまいりたいと思っております。

裏面をお願いいたします。ここから、3者それぞれの役割を記載しております。

まず、(1)市民等主体の景観まちづくりということで、①身近にできる景観まちづくりといたしまして、市民向け景観ガイドライン、こちらがかねてからご説明している景観まちづくりの整備です。こちらの策定ですとか、あとは、講座やワークショップなどによる普及啓発、情報発信といったものを進めて、主として市民主体のまちづくりを目指して参るというところがございます。

②が地区単位のまちづくりといたしまして、こちら、景観まちづくり協定の創設ですとか、地区まちづくり計画のルールを景観協議の基準とすることができるといったことを記載しております。

次、(2) 開発等事業者による景観まちづくりです。

① 条例に基づく景観協議につきましては、こちら、最終的にご覧の表のような形で景観誘導基準を設けておりまして、景観専門委員からの意見を聴取することとしております。こちらも、(案)の段階から大きな変更点はございません。

続いて、② 事前調整要綱に基づく景観の誘導ということで、こちらも(案)のときにご説明してきたとおり、建築確認申請が必要な行為の中でまちづくり条例協議の対象とならないものを、事前調整という制度で、景観配慮を誘導していくものでございます。

次、(3) 市が行う景観まちづくりといたしまして、まず1つ目、① です。公共施設等の整備における景観の指針ということで、こちらは、公共施設の整備のために供されるものです。

市は、景観形成の先導的役割を担うものと考えておりまして、項目としては、道路等、公園緑地等、公共建築物、この3項目に対してそれぞれ、市の中で基準を設けております。

最後に、② です。総合性を持った景観の取り組みの推進ということで、ここでは、市が行っている、景観に関連する施策を挙げております。緑化の推進にかかわる助成ですとか、放置自転車対策、空き家対策の検討などとなっております。

本編の内容を、こちら、まとめたものでご説明してまいりました。具体の詳細等につきましては、別冊のほうにまとめておりますので、後ほど目を通していただければと思います。

景観ガイドラインの策定については、以上です。

ちなみになんですが、今回、景観ガイドラインの公表を4月1日に行った後、シンポジウムを5月21日に、吉祥寺の商工会館で開催する予定となっております。パネリストとして、委員長、E委員にもご登壇していただく予定となっております。また詳細が決まりましたら、ご案内いたします。タイミングが合えば、次回の委員会でも改めてご説明したいと思っておりますので、ご都合がつけば、ぜひともご参加いただければと思います。

続けて、議事になります。(2)の「武蔵野市まちづくり条例の改正について」ということで、資料2-3をご覧ください。「条例改正骨子」と書いてあるほう、条例本文のほうは2冊お配りしているんですが、資料のほうにつきましては、まだ決裁中ですので、取り扱い注意ということでお願いいたします。

こちらの骨子の表に従ってご説明します。こちらも前回と大きな変

更点はございません。ほとんどが景観ガイドラインと連動する項目になっておりまして、まず、1ページ目、適用範囲のところ、こちらは今までの条例の表記箇所に加えまして、一定規模の工作物の築造や、地区まちづくり計画をもとに、対象と指定した行為が「特定事業」という名称で改正に加わるというものです。

その下、景観専門委員の1と2のところ、あと、手続きの1、こちらの3つなのですが、外部の景観等に関する専門家を景観専門委員と位置づけまして、市が景観に関する協議の際、意見聴取などを行うというものでございます。

なお、景観専門委員はまちづくり委員会と連携いたしまして、調整会への出席が可能としております。

次のページをお願いいたします。手続きの2から4です。こちらは、景観ガイドラインとは直接関係ないのですが、図書の縦覧期限を1年と定めるというものでして、それに伴って、基準日を公表する規定を追加するというものです。こちらはあくまでも縦覧期間の設定ということですので、開示請求につきましては、その1年が過ぎた後でも可能でございます。

次、手続きの5です。こちらは、現場に設置する標識の様式の変更です。こちらは、多少、今ある標識がわかりにくいという意見がありまして、例えば延床面積と容積率の違いですとか、用途のほうで「老人ホーム」の記載があらかじめあり、問い合わせが多かったものから、そのあたりを変更するものです。

手続き6、こちらはガイドラインにもあります事前調整の部分です。

一番下の基準1です。こちらもガイドラインと関係はないのですが、増築の扱いの変更ということで、増築につきましては今、一部、協議基準を緩和するという条文になるのですが、一律で緩和を適用した場合に、既存建築物を超えるような大きな増築の場合には不合理ですので、これを適用しない旨を追記するというものです。

次をお願いします。基準の2です。こちらも、協議の基準に、景観ガイドラインに定められた景観誘導基準を加えるというものです。

ここからはしばらく、景観ガイドライン以外の項目です。まず、基準3、こちらが環境配慮の措置の基準の追加ということで、武蔵野市の第四期環境基本計画に伴いまして、環境配慮に関する機器の設置について、今まで東京都の基準を準用していたのですが、今後、市の独自の基準を定めて、より積極的に協議を行うというものです。

基準4、こちらは防災措置の項目の追加ということで、市の設置・

	<p>管理をする消火器の置き場所を、開発事業のタイミングで、開発区域内に設置場所を貸してもらいたいという協議を行うものです。</p> <p>基準5、特定集合住宅等の基準の変更（管理）のところなのですが、今まで、建築から少し時間が経ちますと、管理組合への情報手段が途絶えるケースがときどき見られましたので、今後は、分譲マンションの管理人室の設置とともに、管理組合の郵便受けの設置を求めるものです。また、建物完成時に、管理方法の計画について報告を求めるといこともしていくというものです。</p> <p>次に、最後、住民参加のところ1から4までなのですが、こちらも、景観ガイドラインと全て連動しているものです。</p> <p>まず、住民参加1は、地区まちづくり計画で、景観誘導基準や協議対象を市長が定めることができるというものです。</p> <p>2のほうは、既存の地区まちづくり計画に区域を追加する変更をする際に、手続きを簡素化できるという改正をしたものです。今までは、この場合、一から作り直したのですが、追加する区域のみを対象とすることで、変更が可能となります。また、あわせて廃止の規定も、明確化いたしました。</p> <p>次が4ページで、住民参加3、こちらが地区まちづくり協議会等への支援制度ということで、地区まちづくり計画や、景観まちづくり協定の策定のための準備ですとか、策定や活動へのアドバイスを行う（まちづくりアドバイザー）派遣の制度の創設というものです。</p> <p>最後、4です。こちらは、ガイドラインでの景観まちづくり協定の制度、こちらの創設と、条例に位置づけるものです。</p> <p>以上、簡単ではございましたが、景観ガイドラインとまちづくり条例改正についてのご報告を終わります。</p> <p>ありがとうございました。</p>
委員長	<p>ありがとうございます。</p> <p>ざっと表を見ての説明だったので、わかりにくかったかもしれませんが、ただいまの説明について、ご意見、ご質問があればお願いいたします。</p> <p>確認ですけれども、特定事業の工作物ですと、特にどの辺が狙いというか、主に出てきそうかなという想定はありますか。今までの傾向の中で。</p>
事務局	<p>基本的には、広告塔をターゲットにしたいと思っています。</p>
委員長	<p>ありがとうございます。</p> <p>どなたか、ご意見、ご質問、ありますか。</p>

	E 委員。
E 委員	景観ガイドラインですけれども、住民向けの景観ガイドラインというの、今後、作るのですか。
事務局	29年4月以降、作る予定で、今、準備しています。
E 委員	それは、今のこの事業者向けのガイドラインとは大分違う形になるんですか。
事務局	今、委員がお持ちのその景観ガイドライン本編は、一応事業者向けという形で出しているもので、まちづくり条例の事業者向けというの、別途今…
E 委員	それって、また別途あるんですか。
事務局	はい。現状まちづくり条例は、これは手作りなんですけれども、事業者向けで、協議だとか、事業者関係、何が必要で、どういう書類かというようなものが別途作ってありますので、今回の景観ガイドラインも含まれた形で改正する予定としております。 市民向けガイドラインは、逆に、市民が景観まちづくりに対して知っておきたい知識ですとか手続きですとか、そういうふうなものを中心に取りまとめていきたいと、今のところ考えております。
E 委員	そのときに、今回これ、ゆっくり読ませていただいていたんですけども、これで言うと、「はじめに」で、「景観とは」、「景観ガイドラインの位置付け」というのがありますけれども、市民が読んでいて、これわかるのかなという。要は、何で景観整備をやるのかという目的が書いてないんですよ。本編の中には、1 ページに「なぜ景観まちづくりが必要か」というところに、目的も含めたものが書いてあるんですけども、目的が書いてないので、何で景観整備をやるのかなというのが。 美的環境の創出ですとか、魅力あふれる空間ですとか、心地よさとか、まちの魅力だとか風格だとかという、そういう形容詞的な言葉になるんでしょうけれども、何のために景観整備をやるのかというあたりを、ぜひ、市民向けの、住民向けのものには書き込んでいただきたいというふうに思ったんですけども。 もう1点は、今のこのA3の紙で言うと、「はじめに」があって、1番、景観特性と課題があって、2番がまちづくりの方針になりますよね。で、この特性と課題と方針というのは、実は、すんなりは結びついていないんですよ。 特性と課題というのがあったらば、普通は、課題の総括があって、それから目標が、景観整備の目標というのがあるって、その目標を具現

	<p>化するための方針というのがあるはずだと思うんですけども、武蔵野市らしさを含めたその目標像みたいなものが、地区別の中には少し書き込まれているんですけども、目標というのは余り書かれていなくて、いきなり方針が出てくるんですよ。</p> <p>この特性と課題から方針が出てくるわけがないといった意味では、1番の特性と課題から特性が出てくるというのは本来……先ほどの説明でも、これを踏まえて方針が出たという説明がありましたけれども、これはやっぱり目標がないとおかしいんですよ。目標を具現化するために、方針があるわけですから。</p> <p>そこら辺をもう少し、市民の方が読んでわかりやすいようにしていただかないと、ちょっとこれだと、なかなか納得してもらえないんじゃないかなという懸念があるので、これはこれで別に間違っているわけじゃないんですけども、もう少しわかりやすく、市民向けの冊子をつくっていただければというふうに思いますので、ご検討をよろしくをお願いします。</p>
委員長	ほかに、ご意見、ございますか。
E委員	すみません、もう1点、いいですか。
委員長	はい、どうぞ。
E委員	<p>ガイドラインで、ガイドラインを見ていて、実は先週、東町で住民の方たちと景観ウォッチングをやって、20人ぐらいの方と、九浦の家で、終わった後、皆さんで議論していたときに出てきたのが、この別冊のガイドラインで言うと、13ページの外構のところなんですよ。この「生け垣や植栽、低い塀や透視性のある塀」というコメントがあるんですけども、今、地元の方たちが、「これ良いね」という評価をしている外構というのが、塀も門もない外構、要するに道路側にもう……住民の方たちはもう、防犯とか、プライバシーの確保というものは、昔は各家は、窓が大きくて、夏の通風を配慮してかなり大きな開口部をつくっていたんですけども、今はもう、高気密・高断熱で、窓も小さいし、それから鍵もしっかりしたものができているから、防犯は建物でするから、塀はもう要らない。で、道路側はできるだけ緑を多くして、植栽を入れて、道路環境をよくしていこうというようなことを仰る方が非常に多くて、この写真で言うと、余り……</p> <p>要するに、13ページのこの絵が、これだけじゃないよという。もう、塀のない……15ページの下の写真がそうですね。こういう感じで、道路側に塀も門もつからないという、こういうのが良いねという話を皆さんしてまして、このほうが、道に対しても緑がたっぷり出るし、</p>

	<p>もう、防犯とかプライバシーは余り考えなくていいんだから、これで良いんじゃないかということ言う方が随分いらっしやいまして、13ページのこの絵だと全部塀が入っているけれども、そうじゃないのが最近増えてきていますよということで、そこら辺もまた、考えていただければと思うんですけども。</p> <p>実際今、この間、東町を歩いていて、「これ、良いね」というのは、みんなこういうタイプなんです。この、塀のないタイプ。そういうのがありましたので、ちょっと参考までにということで、検討してみてください。お願いします。</p> <p>以上です。</p>
事務局	<p>意見交換会で、「安全が最優先するでしょう」という意見を言われた方がいたんですよ。</p> <p>その中で特に、ほかの基準の中にもあるんですけども、例えば駐車場だとか駐輪場って、どちらかというと後ろ側の見えないようなところに配置しましょうみたいなイメージを持って、逆に、そういう空間がデッドスペースで、悪さをするといったら言い方は変なんですけれども、ただ、景観も大事なんだけれども、安全だとか、そういうものがもちろん前提にあった上で、そういう景観整備を行うべきではないかというような、ご意見をいただいたこともあるので、どちらかというと、今、E委員が仰るように、それは新たな視点として良いかなとは思うんですけども、比較的、今既存で、塀や門がある家のほうが街並み的には多いので、その辺の部分で、もし何か設えを変えるなら、こんなものが良いかなということでやらせていただいて。今、E委員の仰られている……</p>
E委員	ただ、そういうふうに変ってくるんじゃないかということで。
事務局	なので、今後のイメージとして、その辺の部分は、また考えていきたいと思います。
E委員	また、塀があるとかえって、泥棒が内側に入ってきて悪さをする。目隠しになるんですよ。
事務局	あるほうが良いのか、ないほうが良いって、多分意見は分かれると思うので、そのところはまた、それで……
事務局	そういう方向になると、非常に良いですよ。街並み的には。
E委員	なんか結構そういう意見がかなり出てきて、ああ、そうなんだという感じがあったので、ちょっと参考までに報告しました。
委員長	一応、この14ページなんかにも、門、塀、門扉なんかも割と大きなものが出てきてますけれどもね。この辺は、イチゼロでは、僕は、な

	<p>いような気がしてですね。これから、そちらが増えていくんだろうというような。</p> <p>実は、うちの場合は豊洲のキャンパスなんですけれども、オープンキャンパスとって、どこからでも入れるようにして、それが特徴でつくったんですけれども、やはり、安全面といますか、不審者ですとか、その辺の問題が出てきて、このオープンキャンパスの構成というのをもう1回見直して、入り口を限定する。セキュリティーをしっかりとするとか、オープンキャンパスの良さをなくしちゃうみたいな時代に、また来ちゃうんですね。</p> <p>だから、そういうのが一見良さそうなんだけれども、またそれはそれで結構課題があって、いろんな人が入ってきちゃったりとか。だから、その辺が行ったり来たりしていくので、その中で、両方の良さを探っていくのかなという感じはちょっとしていますね。</p>
D委員	今、E委員が言われたのは、戸建ての家に関してのご意見ですよ。
E委員	そうですね。
委員長	<p>あと、計画開発なんかでは、戸建てでも、お隣と連携しながらうまく、コモンスペースまではいかないんですけれども、何かこう、コモンスペース的に見えるような設えとかいうのも出てきたりして、それはそれでちょっとおしゃれな感じとかいうのもあるんですよ。恐らく、そういうところはなかなか今までなかったもので、新鮮なのかなという気もするんですけれどもね。</p> <p>あと、先ほどE委員の言われた議論というのは、結構これまでも随分議論していたと思うんですけれども、でも、いろんな経緯の中で、こういうふうになんかこう、課題、特性から方針につながると、システムチックに整理してもなかなかそこがうまくいなくて、それで一応、少し全体を切りかえるというようなやり方の方針にした経緯があったと思うんですね。</p> <p>いろいろ議論をしたんですけども、その辺がここでは見えないので、何か全体のつながりがよくわからないというふうにはなっているかもしれませんが、ただ、一応これまで、こういう形でまとめようということですので、とりあえず、まずはこれでちょっとやってみてからというので、よろしいのではないかなというふうに思います。</p>
委員長	<p>ほかに、何かご意見、ございますか。</p> <p>どうぞ、C委員。</p>
C委員	<p>ちょっとお聞きしたいんですけれども、先ほどE委員からもあったんですけれども、このまちづくりの手引きなんですけれども、全市民</p>

	に配布する形になりますか、それとも、作って、自由にお取り下さいタイプになるのかなと思いました。どちらでしょうか。
事務局	全市民というところまでは今のところ考えてないんですけども、基本的には、まず関心のある方には配るという前提と、まず、それを使って、市ですとかが市民に対して周知するために使う。以前、東京都が「東京の防災」というのを全戸配布したみたいな、ああいうところまでは、今のところ考えてはおりません。
C委員	<p>ちょっと、反論が。きっと、今後のところだと思うんですけども、作る中で私も意見していたと思うんですけども、意見交換会にも出ていたのかな、武蔵野市に住んでいる子ども達にも理解ができるような内容のものを作ってはどうかというのが、確かワークショップか何かで出てきたかなと思いますので、関心がある大人向けに、より柔らかいものというものが1つと、あとは、武蔵野市の子ども達が自分達の周りにある緑を、関心を持つ、で、自分達は何かをしていくというようなものも、今後、このガイドラインの中から生まれていって、つくっていただければなと、そこがちょっと。ちょっと、子どもがないんですね。住民はあるんですけども、大人視点になっているので、住民である子ども達にもこのあたりの意識ができるようなものをちょっと入れてもらえると嬉しいかなと思います。これは意見です。</p> <p>あと、もう1点なんですけれども、このガイドラインの今後の改定のスケジュール感とかって、どのようにお考えかな。中身を見ておりますと、割と、何年に何をしましたというのは大分、結構入っております、マスタープランも何年の計画に伴ってとかいう文言があるので、今後のこの改定のスケジュール感というか、参考までにお聞かせいただければと思いました。</p>
事務局	<p>確か、ガイドラインの本編のところには、明確にその辺の部分に触れてないんですけども、まちづくり条例と連動して運用する中で、まちづくり条例の中には、景観まちづくり協定とか、いろんな制度ですとか、開発調整の部分が一通り出ておりますので、条例の部分に関しては、一応、5年ごと、5年以内を目途に見直しを行うというのは、条例の附則に書かせていただいているのと、あと、平成32年までが、今現在の都市計画マスタープランの計画期間になっております。それを、33年から新しい都市計画マスタープランになりますので、関連計画の変更ですとか、あと、それ以外に、5年以内の目途の中で、社会情勢の変化ですとか何かしら、運用していく中での課題とかでいろいろ見えた時点で、適宜、その辺の部分は対応していけるかなというふ</p>

	うには考えています。
C委員	<p>ありがとうございます。せっかく作ったので、作って終わりではなくて、やっぱりそのときどきに応じた、特に、開口のある外構だとかという、時代の流れもあると思いますので、適宜、毎回毎回冊子を刷るとお金もかかると思いますので、そのあたりやっていただければ。5年にならないと変わらない、でもなくて、ちょっと、割と武蔵野市に沿った形の内容で更新していただければと思います。</p> <p>以上です。</p>
委員長	<p>ありがとうございます。</p> <p>市民に全戸配布というのはちょっと厳しいかもしれませんが、今のC委員のコメントに関連して、例えば建設業業界とか、設計事務所、建築士会とか、あるいは広告業界とか、何かそういう協会系で市内にあるようなものがあれば、そういうところに積極的に、いわゆる事業者にお願いします。そこはちょっと、より積極的に何か配布をするとかいうのはあるのかなとは思いますがね。</p> <p>それから、先ほどのC委員のご指摘は、やはり子ども達、未来を背負って立つ子ども達を、早くから景観の教育をしていくという。ちょっとこれはハードルが高いので、もうちょっと違う形のイベントですとか、そういうことでやっていくと良いのかなと思います。</p> <p>私も実は去年、子どもの、景観というだけじゃないんですけども、都市計画といいますか、ダンボールでまちをつくらうというのを去年からちょっと、授業といいますかね、子ども向けにやったら、非常におもしろくて、いわゆるレゴブロックのように、それがダンボールのようにやるんですが、すごい人気でして、「最初、皆さん自由にやりましょう」と言うと、本当に自由に、やはり高く積みたがるんですね。で、次、ちょっとグループを作って「グループの中で話し合ってみよう」と言うと、今度はグループでまとまってパッチワークができるんですね。「じゃあ、次はグループ同士で話し合ってみよう、全体のまちをつくらう」と言うと、「やっぱり高いところは1つがいいよね」とか、「川沿いはちょっと低くていいよね」とか、なんかみんな意見を出し合うと、1つの秩序立った都市ができる、みたいなことで。</p> <p>これは何度かやったんですけども、小学校1年生から6年生とか、5・6年生とか、大体3回目が綺麗なまちが出来ていくみたいな、こういうふうには子どものうちから、やっぱり景観ですとか、空間ですとか、そういうことを意識させてまちを見てもらおうと、恐らく、大人に</p>

	<p>なったら少し変わってくるんじゃないかなというように思いますので、ぜひ何かイベント等で、子どもの参加のイベントというのもぜひやっていただきたいなと思います。</p> <p>D委員、どうぞ。</p>
D委員	<p>大変立派なものができて良かったと思います。</p> <p>今、C委員からもお話があったんですけども、立派なものをどのように、こういうものがありますよということを、できれば各戸に全戸配布が良いなと思うんですけども、どういうふうにそれを知らせるか。例えば公報とか市報とか、そういうもので、「こういうのがありますので、利用して下さい」と言って、反応する人たちだけがそれを見るというのでは、余りに残念だなと思うんですよ。</p> <p>それで、この後半にも、景観づくり推進の主体になる、これは大半が市民じゃないかなと思うので、ほかの行政の刊行物と比較はしたくないんですけども、コミセンや図書館とかに積まれても、なかなか読まれないので、せっかく協議した内容が、これほど魅力的に作られているものがなんか皆さんの目に触れて、何かそれから感じとって何かアクションにつながるような、そういう配布の仕方というか、配布先というのか、そういうものをぜひご検討いただきたい。</p> <p>せっかくこれだけの出来栄えのもののできたのですから、関心のある人たちが持っていけばいいやというのでは、ちょっともったいないかなというふうな、ちょっと印象があります。</p> <p>それと、この取りまとめがされている概要の2ページ目の(1)と(2)で、「市民主体の」というのと「開発事業者による」とかいう、まちづくりの進め方をまとめてあるんですけども、実際にこれを、今の配布の仕方もその一部かと思うんですけども、やはり、どのように市がリーダーシップをとっていくかというのは非常に大事な要素ではないかな。</p> <p>だから、もちろん市報などで、こういう活動をしますよ、こういうワークショップをやりますよって、そういうことに対して結構、反応する人が多いですね。このまちって、本当にすごいと思うんですけども。だから、そういう場に人を駆り出すというのはおかしいけれども、出てきていただくような、そういう広報というか、リーダーシップというか、その辺のところでもう一歩、ここまで作ったらそれでおしまいではなくて、これを何とか活かす、皆がこれを知って、これを使いたくなるという方向に、市も一汗かいていただけると嬉しいなど。</p>

	<p>それから、（２）のほうの開発事業者さんについては、私はちょっと非常に偏見があるかもしれませんが、やはりもう一段強いリーダーシップを、こういう基準を作って、こういうふうに、目標で進めようとしているんだよということをよく理解していただけるようなそういう機会、強制力とか法律とかということがそれは難しいんだと思うんですけども、それは理解できるんですけども、やはり調整会の場で仕切って、市民が、無力な市民が幾ら抵抗しても難しいというのは、私の率直な印象ではあるんですけども、その辺に至るまでの過程で、何か市のほうで開発業者さんに、市がつくろうとしているまちはこういうことなんだぞという、その中につくる開発物に関しては、そういうことを遵守し、尊重し、守っていただけるような、そういうことでお願いしますねということ、ぜひ強調していただくとありがたいなと考えます。</p> <p>以上です。</p>
委員長	<p>ありがとうございます。</p> <p>シンポジウムも1つの、市民へ知らせるきっかけというものになりますよね。それ以外も、何か工夫をしていただければなというふうに思います。</p> <p>B委員、何かありますか。</p>
B委員	<p>今出ていたように、やはりこれ、いかに多くの人に知っていただくかというのが大事だと思うんですね。ですので、その意味では、このA3の裏表なんですけれども、なんかもうちょっとつくり方があるのではないかなという気がします。</p> <p>A3じゃなくてA4判の裏表でもいいから、表面はカラーを中心に、絵とか写真とかを中心に、ぱっと目に入って、手にとりたくなるような。で、裏にちょっと細かく書いておくとか、あと、イベントのチラシとかポスターのような感じで、まず入り口をつくってあげる。で、何か関心を持った人が、ホームページとかで、PDFで見てみるだとか、冊子を購入するだとか、何かそういうことをやると。だから、これをもうちょっと、ガイドラインの中身をもっとこっちに、ビジュアルをうまく使いながらバージョンアップされてはいいかなという気がしました。</p> <p>それと、あと、普及啓発のところで、やはり子ども達を、関心を持ってもらうような仕掛けをやはり今後考えていかれると良いのではないかなという、そういう印象を持って聞かせていただきました。</p>
委員長	<p>ありがとうございます。</p>

	<p>私もちょっと同じことを考えていて、特に、さらっと書いているんですけども、例えばこの概要版の中に、もちろんガイドラインの中にもあるんですけども、景観まちづくり協定というのが新しく、市独自でつくっているんですね。これ、さらっと書いてますけれども、これ全国的にも画期的なんですよ。つまり、2敷地以上だけでルールつくれるよって、こう言っているんですね。</p> <p>私はかつて、三軒協定ということで3者というので協定を作ったことがありますけれども、3人寄ればというの、結構難しいんです。3人って難しいんですよ。2人は、よく、仲良くなって、「これやろう。花やろう」とか、「ちょっと生け垣を合わせよう」とかいうのはすぐ話が合うんですけども、3者というのは結構難しくてですね。だから、そういう意味では、数が、実は、そんなに飛躍的には増えていかない。</p> <p>ところが、武蔵野市では2敷地以上でこう、2者でまちづくり協定というのを作れるように。そうすると、多少いろんな課題もあるかもしれないけれども、飛躍的に拡大していく確率が増えるんじゃないか。そうすると、やはり、性善説に立ってそちらを増やしていこうというふうなことを、武蔵野市はちょっと思い切ってやっているの、何かその辺がどんどん出てきて、目玉的には僕は見えるんだけど、ややもったいなと思うんですけども、それがさらっと書いてあるから、なんか「いや、そうなんだ」みたいな、よくわからないという。もうちょっとアピールしても良いのかなという気もしますのね。見せ方ですとか、デザインですとか、その辺を工夫していただければと思います。</p> <p>A委員、何かありますか。</p>
A委員	ないです。
委員長	<p>いいですか。</p> <p>その他、他にありますか。</p> <p>じゃあ、皆さんの、各委員のご意見等を踏まえて、少し、市民への知らせる工夫等をぜひ考えていただきたいなというふうに思います。</p> <p>それでは、次の議事に移りたいと思います。議事（3）平成28年度武蔵野市まちづくり条例の運用状況及び調整会開催状況について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、ご説明させていただきます。</p> <p>まず、資料3-1をご覧ください。こちらは「平成21年度から28年度のまちづくり条例運用状況」ということで一覧表にしております。</p>

一番右側の28年度のところになります。まず（１）の事業規模別のところなのですが、まず3,000㎡以上の土地取引が対象となる大規模土地取引、こちらが0件です。次、3,000㎡以上の区域における建築工事等が対象となります。大規模開発事業、こちらが5件。その他の一般開発行為が28件の、計33件となっております。

次、その下へいきまして（２）事業分類別の区分けになります。

まず、中高層建築物、こちらが20件。この中に、今ありました大規模開発事業の5件、これもこの中に含まれておりますが、これについては後ほどご説明いたします。この20件の中のその他の一般開発事業は、3階建ての一戸建て住宅ですとか、集合住宅、事務所などとなっております。

次に、都市計画法上の開発行為、こちらが5件です。

次、特定集合住宅等が2件、これは、中高層にかからない15戸以上の集合住宅が対象になります。

あと、面積500㎡以上が対象となります。集客施設、そのうち、中高層建築物に該当いたしますものが1件、これは金融機関の店舗の建て替えです。あと、そのうち中高層建築物に該当しないものの集客施設、こちらが4件となります。この4件のうち、1件は取り下げになっております。

用途変更につきましては、0件です。

あと、500㎡以上の区域が対象となります。駐車場の設置、こちらは1件です。コインパーキングの新設でした。

こちらの一覧表は、以上になります。

続きまして、次に大規模開発事業の案件についてご説明いたします。お手元の資料3-2と3-3をご覧ください。3-2のほうで、それぞれの事業場所の位置図を示しておりますので、適宜ご覧いただければと思います。資料3-3の一覧表に沿ってまいります。

まず、①です。こちらは、西久保1丁目の飯田ホールディングス株式会社の本社ビルの計画です。こちらは、前回まちづくり委員会でもご報告しております。手続きのほうは、次の段階に入っております。

建物の経過、規模なのですが、大規模開発事業の届け出の時点ではこちらの記載のとおりになっておりましたが、その後、3月6日に、開発基本計画の届け出が出ておまして、規模が少し縮小されております。現在の計画は地上6階・地下2階となっており、それに伴って高さも少し下がっております。こちらは、後ほどまたご説明いたしますけれども、調整会を開催した案件となっております。先日、3月24・

25日に近隣説明会を行っておりますので、現在は意見書の提出期間中となっております。

次、②です。こちらは東京都水道局境浄水場の再構築事業ということで、こちらも以前10月に、建物の外観デザインについてということでまちづくり委員会の方にご意見を伺ったところでしたが、その後、東京都水道局のほうで、再度、スケジュールの仕切り直しも含めて、デザインを練り直しているという話を聞いておりました、現在、条例の手続きは動いておりません。今現在、デザインの検討をしていただいているところかなと思っております。

次、③のほうへいきます。こちらは、境南町二丁目計画ということで、事業主が野村不動産で、マンションの新築計画です。こちらは、場所のほうは、案内図に示しておりますとおり、武蔵境駅から南に真っすぐ伸びた、かえで通りという大きなバス通り沿いに位置しております、境南通りという東西の道がありまして、その交差点に位置しております。

付近の通り沿いは、高いもので10階建てぐらいのマンションだとかが点在しているところで、用途地域は、第二種中高層住居専用地域ということで一部をまたがっております。指定の建蔽率・容積率は60と200です。

建物計画のほうなのですが、68戸の共同住宅、地上7階、高さは22.04m。区域の面積が2,456㎡で、建築面積が1,176、容積対象が4,912となっております。

手続きのほうですが、大規模開発基本構想が12月22日に出ておりました、その後、開発基本計画の届け出が2月28日に出されております。3月27日が意見書の締め切りとなっております、消印有効ですので、まだ意見書が最終的に、決定したわけではないんですが、恐らく、今のところは出ておりませんので、これから協議申請に続いていくものと思っております。

次、④です。武蔵野赤十字病院の施設整備事業になります。こちらは、場所をご存じかとは思いますが、境南一丁目になりまして、案内図の④の大きなところですよ。

こちらは、用途地域は一中高でして、さらに、特別用途地区といたしまして、特定土地利用地区医療拠点が定められております。指定建蔽率と容積率は、60/200%です。区域面積が約5万6,000㎡、建物の延面積が約9万㎡で、計画は地上11階・地下2階です。建物の高さの計画は48.8mということで、高さ制限23mを超える計画になっており

まして、こちらは、高さ制限の許可の申請を出す予定となっております。

3月21日に大規模開発基本構想の届け出を受けておりまして、近隣説明会が4月16・17日に予定されております。許可の条件につきましては、現在調整中です。

裏面をお願いいたします。⑤といたしまして、こちらは吉祥寺南町三丁目計画ということで、事業主が英興発ということでして、大手デベロッパー、明和地所のグループ企業ということです。

38戸の共同住宅の計画で、場所は案内図のとおりなのですが、吉祥寺駅の東側のほうに位置しております井の頭通り沿いになります。用途地域が沿道型の近隣商業、道路境界から20mかかっているところでして、開発区域は一低層とまたがっております。隣に、小田急バスの営業所と車庫などがある場所です。

建蔽率と容積率は、按分計算いたしまして、それぞれ59.7%と188.39%ということで、計画といたしまして、区域面積が1,272㎡、建築面積が785.9㎡、延床面積が3,557㎡、地上6階建て、地下1階、高さが18.3mとなっております。

手続きといたしましては、3月22日に大規模開発基本構想の届け出を受けておりまして、来月、4月2日と3日に、近隣住民説明会を予定しているというところです。

続きまして、調整会のほうのご報告に移ります。資料4-1をご覧ください。今回の報告案件が2件ございます。

まず、1つ目、飯田ホールディングスグループの新社屋建築工事ということで、概要は先ほど触れたとおりでして、調整会の請求者は15名の連名、調整会開催が、1月24日に1回行われております。

開催請求理由の主な点といたしましては、緑化率をもう少し上げてほしいということと、階数を計画の6階建てから5階建てに変えてほしい。あと、上層階を、プライバシーの理由で曇りガラスにしてほしい。あと、車の出入り口を再検討してほしいというものでした。

事業主の回答につきましては、四方が道路に囲まれた敷地なので、工事をセットバックすることはできない。敷地内でミニ開発しているという認識はないということですか、あと、当初計画より50cmも縮めているというような主張でした。

あとは、高さにつきましては、当初は地上7階・地下3階の計画でしたが、それを地上6階・地下2階とそれぞれ1つずつ減らしておりまして、それで譲歩しているという主張です。

あと、6階建ての部分につきましては北側だけで、ほとんどは5階建てであるということで、それほどの圧迫感はないはずだというようなことです。

あと、ガラスにつきましては、曇りガラス等にして配慮はしたいと考えているということです。

あと、駐車場の出入り口につきましては、西側の1カ所は、車どめをして普段は使わないとか、あとは、周囲には警備員を配置するといったようなことで主張されておりました。

最終的な調整事項の整理といたしましては、まず、建物の後退ですとか緑化率につきましては、対立したままとなっております。調整委員といたしましては、10cmでも20cmでも対応できるように検討を望むということで伝えております。

それから、階数を5階に下げるということにつきましては、当初計画より既にもう1階下げて6階にしているのです、それ以上のことはできない。ただ、請求者はそれに対して納得できるものではないということでしたので、対立したままです。

プライバシーのほうは、曇りガラスにするということにつきましては、歩み寄りがあったということになっております。

駐車場の出入り口につきましても、緊急時のみの使用といったようなことが事業者の回答だったんですが、近隣住民の方は、まだちょっと、将来の使い方について懸念が残るということで、対立したままという結果になっております。今、開発基本計画の手続きをとっておりますので、動きを見守っているところでございます。

次にまいります。2つ目といたしまして、武蔵野西久保一丁目計画になります。こちらは、3階建て、高さ9.53mの9戸の共同住宅の計画です。

こちらは、場所のほうは、今の飯田ホールディングスビル計画地のすぐ近くでして、資料3-2の案内図でいきますと四角の2のところです。先ほどの飯田ホールディングスのビルのが四角の1のところですので、割と近くかと思えます。

場所が、用途地域が一低層の40/80のところ、道路を挟んで東側がすぐ第一種中高層住居専用地域となっているんですが、割合、周囲がほとんど2階建ての戸建て住宅が並ぶ、閑静な雰囲気のところとなっています。

開発基本計画の届け出が10月21日になされておまして、調整会は1月19日に1回のみ、開催しております。開催請求者は5名です。

開催請求の主な理由といたしましては、まず、3階建ての住宅を2階建てに変更してほしいということと、緑地帯をより広くしてほしいということです。で、そういった対応が不可能な場合に、さらに代替案といたしまして、2棟に分棟としてほしいですとか、あと、バルコニーを、南西の位置を変更してほしい。あと、駐車場を地下に配置してほしいといったようなことですか、あと、その他、3階部分の壁面をせめて少し下げしてほしいとか、内部廊下やエントランス、風除室、そういったものを縮小検討してもらいたいといったものです。あとは、バルコニーの離れ、こちらをもう少し道路から離してほしい。あとは、手すりの材質を、ガラスではなく、遮蔽性を重視したものにしてほしいといったような請求がされております。

あと、請求書にはなかったのですが、その場の意見でいろいろ出たのが、そもそも、この辺は事業用の土地に供することはないと聞いていたにもかかわらず、賃貸住宅を建てるのは迷惑だといった、用途そのものが納得いかないというようなお話もありました。

それに対して事業者の回答といたしましては、まず、賃貸住宅という用途、これにつきましては、あくまでも賃貸住宅を建てるための土地を探していたという形で、それで取得したというところですので、用途の変更はできかねるということで、あと、2階建てへの変更ですとか、高さの変更、こちらにつきましても、事業目的など、そういった採算の面から階数を下げるといえるのはできない。あと、既に、ちょっとプランを練り直して高さを5cm下げたということで、多少は譲歩しているんじゃないかといった主張でした。

あと、2棟に分棟してほしいですとか、あと、駐車場の地下への設置といったものにつきましては、こちらの事業目的などから、検討したが難しいといったことですか、あとは駐車場については、条例協議のときに、駐車スペースというものがあるので、立体駐車場は適さないといった主張もございました。

あと、壁面後退というか、規模の縮小につきましては、要望を受けまして、バルコニーの幅を縮小し、その分、緑地帯を植える計画に変更しているということです。

あとは、内部通路やエントランス等の縮小については、法的制限ですとか、あとは建物のグレードのコンセプトからできかねるということでした。

あと、バルコニーの構造やプライバシーの配慮につきましては、手すりの部分を不透明の形にするということで、プライバシーには配慮

	<p>しますということでした。</p> <p>最終的な整理といたしまして、まず、賃貸住宅という用途につきましては、近隣住民さんは納得していないのですが、事業者が賃貸住宅を建設する前提で土地を取得している経緯があるということで、双方の歩み寄りが見られないまま、調整不能ということです。</p> <p>3階建ての計画につきましては、こちら、近隣住民が反対しておりますが、事業者は、2階建てへの建築変更は行わないということをお明言しておりますので、調整不能となっております。</p> <p>同じく、2棟への分棟ですとか、地下1階駐車場の設置、こちら事業者は承諾しておりませんので、調整不能です。</p> <p>あと、規模の縮小とか、建物の高さ等につきましては、建物を5cm下げるといような提案がなされておりますが、請求者としては納得していないということとなっております。</p> <p>あと、バルコニーの幅も、事業者のほうで自ら20cmほど縮小することをおしておりますが、それ以上の要望については呑めないということでしたので、基本的には、最終的には調整不能となっております。ただ、5cm下げるですとか、ベランダを自主的に下げたということにつきましては、これらの件については履行すると、事業者には約束していただいております。</p> <p>以上の結果となっております。</p> <p>今月、3月24日に協議のほうを終了しております、着工に向けて、事業者側で手続きが進んでいるものと思います。</p> <p>以上で、まちづくり条例の運用状況と、調整会の開催状況についてのご報告を終わります。ありがとうございました。</p>
委員長	<p>ありがとうございます。</p> <p>ただいまの説明について、ご意見、ご質問ございましたらお願いします。どうぞ。</p>
A委員	<p>水道、東京都のほうの、事業計画自体は、後ろにずれてないんですよ。なのに、プランの提出だけが遅れても……ごめんなさい、私が気にしているのは、「もう時間がないから、話し合いなんかできないからこれでやります」という形にはならないと、市のほうでは今、考えているんですか。</p>
事務局	<p>あくまでも、水道局は……10月にはまちづくり委員会で、デザイン的な話、都計審からの要望の話し合いをやった中で、今、水道局に問い合わせている中では、ある程度専門家を入れて、外観計画も含めて検討し直すというふうな回答をいただいておりますので、一定規模で、</p>

	<p>あれだけの規模の事業で、どのぐらい工期に余裕を持って言ってきているかというのがわからないんですけども、とりあえず、今、向こうは「検討中だ」という話ですので、うちはもうそれで、出さないから、時間ないから、それでいいですっていう、考え方としては思っております。</p>
委員長	<p>ほかに、ございますか。 どうぞ、C委員。</p>
C委員	<p>先ほどの調整会を開催した案件の2番なんですけれども、お聞きしていると、結局、住民の方は納得しないまま建物が建てられるという結果になったというお話だけでいいのでしょうか。それとも、調整不能だけれども、住民の方はもう知らないなという形になったのか、その辺がちょっと、聞いてたんですけども、結果的にどうなったのかなと思ったんですけども、どうなんでしょうか。</p>
事務局	<p>いろいろ、この調整会の考え方になるんですけども、あくまでも近隣住民と事業者の意見を調整する場という話なので、ちょっとすみません、説明の中の1点目と2点目で、調整不能と対立したまま、という使い分けをしていたわけではないんですけども、基本的には、調整不能というのはイコール、2件目で言う、対立したまま、要は歩み寄りが見られなかったというふうな形になりますので、どちらかという、同じような、住民の方は知らないねという形も、今後あるのかなとは思っています。</p> <p>これはちょっと、考え方なんですけれども、やはり近隣に建つものに対していろいろ、近隣の方からの意見ということがあるんですけども、これは、あくまでも調整委員の先生に入っていていろいろやっていただく中で、これはもしかしたら私個人の考えになってしまうかもしれないですが、事業者のほうも、確かに事業用というふうな形の部分があって、その部分について、デザインだとか、外観的なものに関してかなりハイグレードなものを造っておりますので、結果的にできると、街並み的にはそんなに悪い影響を与える建物ではないんだなというのは、ちょっと事務局のほうとしては考えているところになります。</p>
委員長	<p>ほかに、ございますか。 D委員、どうぞ。</p>
D委員	<p>私たまたまこの(1)(2)の両方、調整会を傍聴させていただいて、今、課長が仰ったように、でき上がりのイメージが全然わからないんだと思うんですよね。で、住民にしてみると、今までの住んでい</p>

	<p>たところが、言い方は極端ですけども破壊されちゃうみたいな印象を、強く持つので、出てきている調整の先生方もアドバイスされているんですけども、でき上がりがこんな形になるよという模型をついたらどうかとか、具体的な何かイメージを示してあげると、もう少し……住民の方も、完全に戦う感じでいらして、それから、事業者たちはもうプロが来ているわけですよ。一級建築士がいて、もうほとんど弁護士がいてみたいな、そういう、がんじがらめに重装備で来て、素人の住民がかなうわけがないわけですよ、どう論議をしたって。</p> <p>ただ、そこで多分、市のほうも事前にいろんな話をされて、事業者と、先ほどのこの景観の話も含めて、いろいろ事前調整をされているはずなので、それが、でき上がるとこんな感じになるよということをもう少しうまく見せてあげる方法を、なんかそういう手段を……これは当然、お金のある事業者のほうに義務づけるのがいいのかなと思うんですけども、なんかそういう模型を作って、その地域に与える影響というか、その溶け込み方ってこんな感じなんだよっていうことを少し、もっとはっきりしてもらおう。</p> <p>この調整会というものが、戦いの場であっちゃいけないなと思うんですよ。なんか、それで、がっかりされているような顔をしている方が、エレベーターでいろいろと言っておられるけれども、ちょっと、すごく、あれだけエネルギーを使ってお互いに議論されていた結果としてはちょっと残念だなと、いつも私は思ってた次第なので、その辺のところ、若干、せっかくこういう調整会というすごい機会を持っておられるし、それから、時間も金も、それから先生の労力も使ってやっているわけだから、そんなふうな成果にしていくといいなという意見です。</p>
委員長	<p>ありがとうございます。</p> <p>私もそういうところも思うところがありまして、調整会は権限がないので、模型作れとかは言えないんですが、ただ、コメントとしては、「模型等で作るとわかりやすいですよ」と。ですから、意識の高いところは作るんですよ。で、この飯田グループホールディングスの件なんかは、逆に住民側が自分たちで作って、提供してね、一体どうなんだって。</p> <p>これですね、最近気がついたんですけども、学生を教えているとよく、図面を空間化できない人が結構います。これは、僕なんかは、絵心というか、絵を描くのが好きなので、それが当たり前だと思って</p>

	<p>いたんですけれども、全く空間化できない人がいるんです。ということ……、ですからまさに模型ですとか、それで作ってあげると意外に、あ、意外に大したことはないんだとか、何かそういうことがわかったりするんですね。</p> <p>ということを事業者さんなんかにも僕も言うんですが、なかなかやっぱり、それを丁寧に説明してくれるところとそうじゃないところがあって、残念ながら、今は義務化されていませんが、そういう工夫を徐々にしてもらえると、これまでの案件も、誤解をされている部分も結構ある案件なんかもあったのでね。なんか、本当はそういうのを作るというなどは個人的には思っています。</p> <p>この案件について、よろしいでしょうか。</p> <p>どうぞ。</p>
E委員	日赤のこの件は、例えば、これ、改修……既存の建物ですか。
事務局	1番館と言うんでしたっけ、一番メインの。
E委員	一番上にヘリポートがある……
事務局	ですよ。それを建て替えというふうに考えて。
E委員	建て替え。
事務局	ただ、何棟か敷地内にありますので、建築基準法上は、増築という扱いになります。
委員長	結構、大きいボリュームでしたよね。
事務局	はい。
委員長	まだ、工事は入ってないんですか。
委員長	駐車場のところに造るんですよ、たしか。
事務局	そうです。着工が30年2月位で、竣工までに、たしか3年位を予定していますので。
E委員	実態においては、増築みたいな形。
事務局	<p>はい。で、極端な話で言うと、さっきまちづくり条例の改正で、増築の基準を明確化したというのがあったと思うのですが、境浄水場が増築なんです。既存の建物があり。ただ、既存の、こんなちっちゃい管理棟に対してあれだけのものの増築で、増築の緩和規定って。なので、極端に言うと東京都はまちづくり条例にすごい挑んできて、「今回は増築だから、この緩和規定効くよね」という、そういう言い方をしてくるんですけれども、でも、それは違うでしょう、東京都、何言ってるんですかという話で、それをあえて適用させずに、ちゃんとしたまちづくり条例の協議をやらせたという話があるんですけれども、それはたまたま相手が対東京都だったのでそういう言い方をしますけ</p>

	<p>れども、これが変なデベロッパーですと、「条例どおりじゃないか」と言われると本当に、協議の緩和みたいなのも適用されるので、それはまずいということで、今回、既存の建物を超える増築についてはそれは適用はさせませんというのは、条例の中では明確化して。景観ガイドラインとは関係ないんですけども、そういう修正もかけているということで。</p>
E委員	なるほど。わかりました。
委員長	<p>それでは、次にいきたいと思います。</p> <p>議事は一応これで終了ということですが、次第の3、その他報告事項等、ありますでしょうか。</p>
事務局	<p>では、「三鷹駅北口まちづくりビジョン（案）」という資料、こちらのほうです、こちらについてご報告させていただきます。</p> <p>三鷹駅の北口まちづくりビジョンにつきましては、庁内検討委員会と、学識経験者によるアドバイザー会議、これを設置して検討を進めてきております。</p> <p>検討の過程においては、今まで三鷹駅北口みらいカフェで2回ほど、市民意見交換会をやっているのと、あと、地元の三鷹駅北口の商店街の方ですとか、食品系の企業とかの方々に、関係団体ヒアリング、これらを行いながら策定を進めてきております。</p> <p>で、今回、ビジョンの（案）として、今こちら概要のペーパーなんですけれども、まとまりまして、3月15日に公表させていただきました、2週間、パブリックコメント、昨日の29日まで行わせていただいております。また、3月17日に説明会を行いまして、たまたま前日、読売新聞の取材で夕刊に載った関係もありまして、説明会には、45名の市内外の方々が集まっていたいて、非常に関心というか興味を持っていただいているところでございます。ちょうど、昨日パブリックコメントが終わって、今私はその件数を把握していないんですけど、何件かご意見をいただいているところでございます。</p> <p>これの今後の予定につきましては、4月下旬に、また庁内検討委員会で、そのパブリックコメントを踏まえた修正等があれば、それをかけまして、5月末に一応公表予定という形で進めていきたいと考えてございます。</p> <p>では、ビジョン（案）の概要をこちらのペーパーのほうで説明したいと思います。</p> <p>まず、1ページ目はこちらになるんですけども、「三鷹駅北口の街づくりビジョンとは」という形のところなんですけれども、下のほ</p>

うの図面にあります補助幹線道路、三鷹駅北口で言うと下の図面の水色の部分、こちらのほうを今、整備を進めさせていただいております。

ここは三鷹駅北口の駅前広場に入る車を迂回させるという形で整備を進めているんですけども、これがおおむね10年ぐらいで完成が見えるだろうというところまで来ておりますので、大きく三鷹駅がその交通環境が変化するということを踏まえて、この計画期間は10年間なんですけれども、その目指すべき姿を示してそれを実現させていくための方向性、取り組みを示すものとしてまとめてございます。

ビジョンの位置づけにつきましては、そこに記載のとおり、都市計画マスタープランをしていく中でのビジョンという形にさせていただきます。ビジョンの対象区域につきましては、下の図面の左側、右側も同じなんですけれども、黒い破線で示しております約18haの区域を対象としてございます。

ビジョン（案）の「北口の現状と課題」というふうな形につきましては、「住まう働く」、「動く」というような形で、都市マスに合わせて整理をしてございます。「住まう働く」の部分では、三鷹駅北口の現状の特徴といたしましては、企業や官公署が集積しているですとか、あと、マンション需要が高いこと、また、後背地には良好な低層住宅地が存在していること。また、この区域内には比較的、市有地も含めてなんですけれども、コインパーキングですとか、低利用地が散在しているというのが特徴としてございます。

「動く」という部分につきましては交通関係になるんですけども、三鷹駅につきましては、記載のとおり、19万人の方が利用して、バスの利便性も高いということが特徴としてあります。道路関連につきましては、放射状の道路が広幅員で整備されていること。また、ちょっと課題としては、駅前広場が少し手狭感がありまして、交通錯綜などに課題が生じている。また、三鷹駅は、自転車の利用、乗り入れ台数が都内でも1位というふうな形で、自転車利用も多いというのが特徴であります。

その下、「憩う・遊ぶ・学ぶ等々」のところなんですけれども、ここにつきましては、基本的には、記載のと通りの文化的拠点施設が、三鷹駅北のエリアから、かたらいの道沿道に向けて存在していること。また、玉川上水を初めとした緑豊かな落ち着いた雰囲気がつくり出されていること。また、地域の方々が今、マルシェですとかそういうふうな形で、街のにぎわいの創出を行い始めているというふうなことが、現状と課題というふうな形でまとめてございます。

開いていただいて、真ん中辺になります。ここでは、「街づくりの方向性と考え方」というふうな形で、目指すべき姿として、「住む人、働く人が集い、心地よく過ごす街」というような形で、将来にわたって活力を維持する持続可能な街を目指していきたい、というように考えてございます。

この目指すべき姿を実現するために、ちょっと下の黒い部分なんですけれども、交通環境、土地利用、緑・にぎわい、3つの視点から、それぞれ目指すべき街の姿を描いて、実現に向けた取り組みを示してございます。

まず最初、交通環境の方向性、こちらのほうにつきましては、簡便に移動できて、安全で歩きやすい街というふうな形で、下のほうに少し解説を書いておりますけれども、補助幹線道路の完成を契機に、新たな交通体系を構築したいという話。

ちょっと図面が小さくて申しわけないんですけれども、補助幹線道路から南側、駅寄りの部分を「歩行者を中心とするにぎわいのエリア」というふうな形の位置づけをしまして、道路空間の再配分等を考えて、歩道を広げて、少しにぎわいが創出できる空間を検討していけたらというふうな形の方向性にしてございます。

図面下のほうのところなんですけれども、駅前広場のエリアです。こちらについては、先ほどから出ていたように、少し交通錯綜の課題が現状ありますので、その課題を解決するとともにちょっと、ビジョンの計画期間は10年なんですけれども、将来を見据えて、少し拡張の可能性、これについても、この10年間で検討していけたらというふうな形にしてございます。

下のほうの交通環境の施策のほうをよく見ていただきまして、基本施策2つの中に4つの施策をやっております。ポイントとしますと、施策①の補助幹線道路の整備、これは今やっておりますけれども、これを推進していくのと、施策の②番、駅周辺の新たな交通体系の構築、こちらのほうで、中央大通りですとか、桜通りですとか、中町新道、かたらいの道という主要の4路線、この辺の歩道空間の再配分等の検討を行うということ。また、施策の④、こちらのほうが、先ほど出ました将来的な駅前広場の拡張の可能性の検討、この辺は慎重に進めていくという形にしてございます。

今度は土地利用の方向性でございます。こちらのほうにつきましては「企業と周辺住宅が調和する街」というふうな形で、現状、比較的、商業よりも企業が立地しているというようなことも踏まえて、周辺住

宅地の生活を支える商業の連なりを誘導するとともに、気持ちよく働ける環境と健全な住環境を保護していくという形になります。

また、結構話題になります高さについては、高度地区の高さ制限に則した土地利用を図っていきたいということ。

また、一番下のポチのところにありますように散在している市有地の活用について、三鷹駅北口にふさわしい検討を行うという形。中町第1・第2自転車駐輪場については、すみません、裏面のほうの、こちらの部分、3,400㎡ほどあるんですけども、この部分の活用については、少しビジョンの中に何か方向性をまとめられないかという部分で、当初の宿題等もあったんですけども、この部分につきましては、そちらのほうに記載しているとおり、駐輪場機能、これは確保しつつ、にぎわいの創出ですとか、駅前広場の拡張をする場合においては、代替地等々の多角的な面から検討していく、という形の方角性にしてございます。

土地利用の施策につきましては、基本施策3、4という形で、2つの基本施策の中で、5つの柱を立てております。ポイントとなるものにつきましては施策⑤、これにつきましては、土地利用に関して、都市計画を使った面的な誘導を進めていくという話と、施策⑥、これはまちづくり条例で今も行っておりますけれども、ビジョンの方角性を進めるために、条例の協議を活用して、よりよい建物とか空間を誘導していく。また、施策の⑨、市有地の有効活用というふうな形で、市有地の中町第1・第2は、今、芸能劇場ですとか、市政センターといったような市有地がございますので、その辺の部分が多角的に検討していくという形にしてございます。

次に、「緑・にぎわいの方向性」でございます。こちらのほうは、「玉川上水の豊かな緑のもとに、にぎわいが生まれる街」という形の中で、玉川上水とその周辺のにぎわいや居心地の良さを創出する拠点として位置づけて、潤いのある空間や環境を創り出すということ。また、街に関わる人たちの連携を進めるために、パブリックスペースを活用した、にぎわい創出に向けた取り組みの展開を働きかけるというふうな形を方向性にしてございます。

緑・にぎわいの施策といたしましては、基本施策5・6、2つのものに、施策を張りつけてございます。ポイントとなるものにつきましては、施策⑩玉川上水の活用という形で、三鷹駅の西側に延びていますが、桜通りという部分が玉川上水沿道になりますので、玉川上水とこの道路空間をうまく一体的に活用した、顔となる空間づくりを行い

	<p>たいという話です。</p> <p>施策⑪は、今回報告させていただきました景観ガイドラインですとか、そういうふうなものを活用したルールづくり等々を進めていけたらというふうに思っております。</p> <p>あと、施策⑫、これにつきましては、中にも少し触れてありますけれども、街を利用する方々、企業の方、商店会の方々が中心となって街づくりを進めていけるような、最終的にはエリアマネジメントみたいな形の組織をつくれたらというふうな形の働きかけと、支援を行っていきたいということ。</p> <p>あと、施策⑬で、道路空間等を含めたパブリックスペースの創出・活用についての仕組みづくり、この辺も進めていけたらというふうな形で示してございます。</p> <p>あと、最終的に、こちらの図になるんですけども、とりあえずうちのほうで今、市のほうでイメージしております街づくりのイメージ図というふうな形でまとめて、それに関連する施策を記載してございます。</p> <p>下のほうに、「実現に向けて」というふうな形で3行ほど書いてございますけれども、これは、最終的に、5年後の進捗状況の確認と一定の見直しで着実に推進していくということと、あと、街に関わる人や団体と連携を図りながら取り組んでいくというふうな、実現に向けての方向性を示しています。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
委員長	<p>ありがとうございます。</p> <p>ただいまのは報告事項になりますけれども、ご質問があればお願いします。</p> <p>この手のビジョンというのは、市内で幾つつくる予定があるんですか。これ1つだけですか。</p>
事務局	<p>いろいろあるんですけども、例えば吉祥寺エリアには吉祥寺グラウンドデザインというものがあります。境地域は、もう一定程度、北口広場を含めて、連立事業整備が終わりましたので、その部分についてはとりあえず置いておいて、時間が経つてくるとまた、手を入れるとか、そういう方向性を示すような時期があるかもわからないのですが。順番制を設けているわけじゃないのですが、3駅圏あるので、1つずつ行っていくというふうな形のほうが、なんかイメージがつきやすいかなと思っております。</p>
委員長	<p>景観に関して言えば、調整会なんかでも今回案件があったわけです</p>

	<p>が、この施策⑩居心地の良さを感じる景観形成ということ、これからすると、例えば今回の条例改正も、景観、まちづくり条例改正も含めて、できれば、例えば地区計画、あるいは地区まちづくり計画をこの区域内、全地区にかけていきたいみたいな、そういう目標みたいなのは、何か特にそれは持ってないんですか。</p>
事務局	<p>全地域とは思っていないんですけども、市のほうとするとやはり行政が一番手を出しやすいところは、基盤系の交通政策の部分になると思います。なので、先ほど示したように、中央大通りですとか桜通り、放射状に延びる4つの道路、ここの部分に手を入れる検討をする中で、その沿道景観ですとか、沿道のルールづくりというふうな形で、地域を巻き込んだ形でルール化を促進していきたいという考えです。</p>
委員長	<p>ありがとうございます。 他に、何かないですか。</p>
A委員	<p>これはあれですよ、三鷹駅周辺まちづくりにならないのは、南口が三鷹市だからですよ。</p>
事務局	<p>そのとおりです。</p>
A委員	<p>これ、南口はどういう感じになるって聞いているんですか、三鷹市のほうから。</p>
事務局	<p>三鷹駅の南口は、やはり……。まず、北口と、どういう形をするかで、ちょっと説明会の中でも地域の方々から意見もあったんですけども、南口との連携とか差別化なんていうのは、その辺は明確にという話があって、というのは、三鷹市さんが、南口はペDESTリアンデッキができたりで、ああいう構造にしております。ただ、三鷹駅の北口の特徴って、降りてきて、ちょっと広場の手狭感がありますけれども、平和記念像ですとか、駅前ロータリーの緑、あれだけ緑をたっぷり、降りてきたときに見える空間っていうのが非常に、中央線沿線の駅でも少ないかなと思っております。それを考えると、武蔵野市としては、北口の特徴とすると、ペDESTリアンデッキでをかけるとか、そういう話ではなくて、その良い空間をより活かす形でやっていきたいという話と、あと、三鷹駅の南口は商業系が比較的多い部分で、北口はどちらかというと、食品系本社が4社あるのと、あと、横河電機さんだとかがありまして、それに関連する企業さんの床面積が、立川と高円寺に次いで3番目なんです、商業地域内の業務系床面積が。なので、その辺の特徴を逆に活かして、商業は、逆に、企業の方々を利用しやすいぐらいの商業、というふうな形で伸ばしていくのかなというふうな形で考えていきたいと思っています。</p>

事務局	A委員は、恐らく、南も三鷹駅周辺で、ビジョンと言う限りにおいては、周辺を含めて一体のビジョンじゃないとおかしいんじゃないのという、ご意見なのかもしれないんですが、やはりそこは行政の境があって、各自治体の、要するに財政とかというのを含めて、まちづくり運営をしていくものですから、人の土地まで、武蔵野市がその方針を調整していくとかいうことは、なかなか難しいのが実態でございます。
A委員	それはわかるんですけども、ただ、三鷹市というのはそれをどうしたいんだというのは、今、何か。南口についての、三鷹市なりに今後こうしていくんだという話は、何か出ているんですか。
事務局	特に、ヒアリングを兼ねてその実態を聴取したわけじゃないんですが、形としては、今、事務局が述べたようなまちづくりなので、恐らく集中型の施設、それから、SOHOやそういった企業を支援するようなまちづくりをやっていますので、商業エリアとしての成り立ち、活性化、その辺をやっぱり力を入れるというふうに思います。
委員長	E委員。
E委員	補助幹線道路への、この通過交通の迂回を進めるに当たって、中町新道とかで、駅前ロータリーでの規制は、今後行う予定なんですか。それに対して、住民の方の意見というのは何かあったんですか。
事務局	交通規制も交えた中で、どういう形で迂回させるかというのは、交通規制って警視庁の管轄でありますので、そこを連動しながら、地元の意見も聞きながらやっていくという形で、ちょっとこの地元と規制をかけるというところの兼ね合いというのが、やっぱり一番調整が難しいところになってくるとは思います。 ただ、市とすれば、少なくとも今、北口で発生している、駅前広場、中町新道を進んできて三鷹通りに抜ける、そういう通過コースだけでも、その回避をするというような形で、将来、駅への送迎車と荷さばき、これはもう一定程度許容しなければいけないですが、それ以外は、公共交通優先というふうな形で、車道幅員なんかも絞っていったらというふうな考え方をしていきたい、という形です。
E委員	はい、わかりました。
委員長	それでは、ご質問は特にないということで、事務局よりほかに報告事項はありますでしょうか。
事務局	報告事項は、以上になります。
委員長	では、最後に、この委員会が今任期最後の委員会となりますので、2年間の感想、コメントを一人ずつ簡単に仰っていただいて、その後、

	<p>部長にご挨拶いただくことにしたいと思います。</p> <p>それでは、B委員から順に、一言、お願いいたします。</p>
B委員	<p>今期、お世話になりました。</p> <p>1つの成果が形として出てきたなという感じがして、非常に嬉しく思います。そういった意味で、これからこれをベースにして、どんどん良いプロジェクトが増えていくように期待したいというふうに思うんですけども、その一方で、手放しで喜んでいるわけにはいかなくて、まさに人がやっぱり、どう考えていくかということだと思うので、先ほどもお話がありましたように、ぜひそういう、コミュニティーというか、一人一人をきちっと育てて、そして、おのずとそういうまちづくりにしていこうという方々をふやしていければな、そういった取り組みをぜひ頑張っていたいただければなど。</p> <p>少なくとも今ある高木とか、それは大事にしていくというようなことで、どこかに書いてあったと思いますけれども、落ち葉の話もありましたけれども、そういうのも含めて、システムをきちっとつくっていくようにしていただければ、少なくとも今ある緑が減るということとはなくなっていくと思いますので、その辺も含めて、今まで以上に頑張っていたいただければなというふうに思います。</p> <p>ごめんなさい、もう1個いいですか。先ほどのA3のパンフレットの話もありましたけれども、すごく真面目に一生懸命やられていると思うんですけども、ただ、言ったように見せ方というのは、もう一工夫されるともっともよくなると思うので、工夫していただければなというふうに思います。</p>
委員長	<p>では、A委員、お願いします。</p>
A委員	<p>2年間の間で、今回、景観ガイドラインというのが、一応、最終的に条例までやってきたというのは、B委員が仰ったように、そういうことだと思います。</p> <p>それと、調整会に関してなんですけれども、確かになかなか住民の方の満足する結果が得られるようなことは難しいのは、これまで経験として積んでいるんですけども、これを続けることによって、事業者の方が、少しでも住民の方が納得できるような説明が武蔵野市では必要なんだ、そういうことを理解して……結局、利害の対立というのはなかなか、どうしたって解消しないので、できれば、できるだけ、武蔵野市で今後事業を進めようという事業者の方が、武蔵野市で開発とか建築をするときには、なるべく丁寧な説明をして、住民の方に、納得できないと調整会というものを開かれるよと、そういうことを理</p>

	<p>解していただけるのがまず第一歩かなと、最近感じるようになりました。</p> <p>以上です。</p>
委員長	<p>ありがとうございます。</p> <p>C委員、お願いします。</p>
C委員	<p>全くのど素人で参加させていただきまして、参加するごとに学びだったなと思っております。普段、何げなく暮らしている裏では、いろんなことが話し合われて、いろんな会議だとかあって、今回このような景観ガイドラインという策定に携わらせていただいたのは、本当に良い機会をいただいたなと思っております。</p> <p>個人的には、来年度もさせていただけますので、さらに学びながらこの作ったガイドラインの経過も見守っていければなと思っております。</p> <p>2年間、ありがとうございました。</p>
委員長	<p>では、D委員、お願いします。</p>
D委員	<p>私はこういう技術的なこととかデザイン系統は全く音痴の人間で、主体的には、コミュニティーづくりのほうに興味があって、だから、安全なまちをつくるにはどういうふうなことが必要なのかな、それに住民がどういうふうに絡んでいくこと、あるいは同意していくことが大事なのかなというのが、私が興味があったことで参加させていただいて、ただ、こういう質の高い論議がされているなということと、その結果として、成果としてあのガイドラインができ、条例の改正まで結びつけていったという、その過程にある2年間という短い期間でしたけれども、携われたというのは大変良い経験になりましたし、今後のコミュニティーづくりの中で活かしていければなと思いました。</p> <p>私のメインの、コミュニティーの中でもとりわけマンションということの連携をどうするのかというのが……マンションの人間を、いわゆる地域の人間にするというのはなかなか難しい。なかなかしてくれない。これはもう、そう単純な課題ではないので、時間もかかるでしょうけれども、いろんな機会を設けて、そういう活動にも力を注いでいきたいと考えております。</p> <p>どうもありがとうございました。</p>
委員長	<p>E委員、お願いします。</p>
E委員	<p>景観ガイドラインの市の予算が、たしか4年くらい前から、予算については先延ばしになってという状況があったと思うんですけども、いつできるのかなと楽しみに待っていたんですけども、ようやく</p>

	<p>くできて、感無量です。</p> <p>去年の今ごろには、またこれ、先延ばしかなと思って、今年の4月にはまたできないのかなと思っていたんですけども、なんか去年の春ごろから市の職員の方がこれを必死になって作られ始めて、条例のほうもよくこれ、まちづくり条例に景観条例を組み込んだなと思って本当に感心しているんですけども、実際に動かしてみないと、いろいろわからないところもあるのかとは思いますが、やっぱり武蔵野市の職員の方はすごく優秀だなという感じが私はしております。</p> <p>ただ、やっぱり、表現なんかが、技術屋の人たちが言っているのは、なんかかたくて、市民向けには、これはわかりにくいなというところもありますので、今後これは……。</p> <p>とにかくできましたので、徐々に徐々に改善されて、より良くなって、市の景観が良くなっていくように、よろしくお願いします。</p> <p>本当に良い機会に委員をやらせていただいて、本当にありがとうございました。</p>
委員長	<p>最後に、私のコメントですが、景観の先進都市というのは、景観法ができて、先に、すぐ手を出さないんですよ。横浜にしろ、川越にしろなかなか、いや、自分たちが自信を持ってやっているので、景観法ができたからといってそんなに変わるわけではない。むしろ自分たちのほうが先進都市なので、法律がやっとならついてきたな、ぐらいです。でも、徐々に、横浜にしろ、川越にしろ、最終的には景観の規定が、景観法を使って建ててるわけですが、武蔵野市はすごいところですよ。いや、そんな、景観、景観って、まだなくても十分にやっつけていける。しかも、先ほど言ったように、まちづくり条例、自分たちでもう、自分たちの、まちづくり条例の中に組み込んで、景観というのをちゃんとやれるんだという、この辺の、誇りみたいなところがすごいなと思って。1つのやり方では、僕は、ないと思っているので、意外に頼もしいなというふうに思っていました。で、こういう形でまとまったことが非常に、皆さん仰っているように、今回、良かったのではないかなと思います。</p> <p>それと、私の委員会は委員長がちょっとしゃべり過ぎるので、皆さんにご迷惑をかけて、皆さんの温かいところで委員会を運営できたということで、本当に皆さんに感謝したいというふうに思います。</p> <p>2年間、ありがとうございました。</p> <p>では、最後に、部長、締め挨拶、お願いいたします。</p>
事務局	<p>2年間、まちづくり委員会、ご協力いただきまして、まことにあり</p>

	<p>がとうございました。</p> <p>思えば平成21年に、私が課長の時だったんですけども、まちづくり条例を作りまして、それで、まちづくり委員会を立ち上げ、それで、早くももう、ここで8年経過ということで、2年ですので、4期のメンバーの方々がここで任期を終えるという形になります。本当に、ありがとうございました。</p> <p>この2年間は、過去、どのまちづくり委員会を見ても、充実した議論をされてきたなというふうに私も思っております、1点は、先ほど来の景観まちづくり、景観ガイドライン、これについて、委員会に諮ってご意見を聞きながら進めてきたというのが1点ございます。</p> <p>それから、もう1点が、浄水場の問題がございました。こちらにつきましても、景観という視点からやはりこのまちづくり委員会のほうで議論していただき、専門の方も交えて、事業者に対して、ああいった形での意見を言ったということが、今、事業者を動かしているというところになっているというふうに思っております。</p> <p>それから、もう1点は、これは市民の方なんですけれども、なかなかできなかった地区まちづくり計画、これが1件、やっと成果を見て、それでこの委員会のほうにお諮りして、内容を確認していただいたということで、ある意味、まちづくり条例に位置づけられていることが、ここでこの2年の間で運用できたということが、非常に充実していたなというふうに思っております。</p> <p>本当に、ありがとうございます。</p> <p>また、まちづくりですので、どこで会って、どこで関わるかわかりませんので、その際はまたご協力いただきたいと思います。</p> <p>どうも、ありがとうございました。</p>
委員長	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、事務局から事務連絡、ありますでしょうか。</p>
事務局	<p>本日の委員会の議事録についてですが、案ができましたらメールでお送りいたします。内容の確認をお願いいたします。よろしくお願いいたします。</p> <p>以上です。</p>
委員長	<p>これで、平成28年度第7回武蔵野市まちづくり委員会を閉会いたします。</p> <p>ありがとうございました。</p>